

# 申告、その前に

★課税課市民税係 ☎ 25- 1 1 2 3

今年も税の申告時期が間近になりました。早めに準備をして、期限内の申告に備えましょう。  
「令和4年度市民税・県民税申告」と「令和3年分所得税の確定申告」（還付申告などの簡易な申告のみ）の申告相談を以下のとおり行います。

## 日程・会場

① **2月14日(月)～18日(金) セルディ**

② **2月21日(月)～3月15日(火) 市役所**

※市役所1階市民ホールで受付後、順次会場へ案内します。

## 時間

**午前9時～正午、午後1時～4時**

※土・日・休日を除く。ただし3月6日(日)は実施。  
※詳しい日程は広報ほんじょう2月号に掲載します。  
※予約や整理券の事前配布はありません。

## 感染防止対策にご協力ください

- 受付時に検温・消毒をしてください
- 会場の換気のため、暖房が十分でない可能性があります。上着等を用意してください
- 混雑状況により、入場制限・受付人数の制限を行う場合があります
- 次に該当する方は入場をお断りします
  - ・体温が37.5度以上ある方
  - ・マスクを着用していない方
  - ・体調のすぐれない方
  - ・市が感染防止の観点から入場が適当ではないと判断した方



## 利用者識別番号の事前取得は課税課へ

申告相談会では、利用者識別番号が必要です（市民税・県民税申告の場合や、すでに取得済の場合は不要）。窓口で事前に取得できますので、混雑緩和のためにご協力をお願いします。

**取得窓口** 課税課（市役所1階）

**用意** 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

## 所得税の還付を受ける方へ

所得税の還付申告書は、確定申告期間前でも本庄税務署に提出できます。申告会場は大変混み合いますので、所得税の還付申告をする方はご活用ください。また、税理士による無料電話税務相談もご利用ください。

## よくある質問

**Q収入や所得がなくても申告は必要ですか？**

**A** 収入や所得がなくても次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税申告が必要です。

- ・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯主
- ・介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員
- ・市営住宅及び県営住宅入居者（中学生以下は除く）
- ・所得課税証明書が必要な方

- ・社会保険料控除を受ける方…国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの領収書または支払証明書
- ・生命保険料控除（一般、個人年金、介護医療）及び地震保険料控除を受ける方…控除証明書
- ・寄附金控除を受ける方…領収書または支払証明書
- ・医療費控除を受ける方…医療費控除の明細書

※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要となります（例 健康診断等の結果通知表やインフルエンザ予防接種の領収書等）。

※明細書の様式は、本庄税務署、課税課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま1階）、市庁で配付。

- ・障害者控除を受ける方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

④所得税の還付を受ける方は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

**Q申告に必要なものは何ですか？**

**A** 次の書類などを用意してください。

- ①マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認のできるもの（運転免許証など）
- ②所得がわかるもの
  - ・給与所得、年金所得のある方…源泉徴収票
  - ・事業所得（営業、農業）、不動産所得のある方…事前に収支計算を済ませた収支内訳書
  - ・配当所得、一時所得、雑所得のある方…年間取引報告書、支払調書
- ③各種控除を証明できるもの

**Q医療費控除を受けたいのですが必要な書類は何ですか？市で作成してもらえますか？**

**A** 「医療費控除の明細書」が必要です。市では明細書の作成は行いません。事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計し、明細書を作成してください。なお、健康保険や生命保険の制度等からの補填金分は、医療費から差し引かれます。

※医療費の領収書や、その他預かり不要の各種証明書等は返却しますが、明細書の確認のため提示または提出を求める場合があります。確定申告期限等から5年間は保管してください。また、医療保険者が発行する医療費通知を添付することで、明細の記入を省略できます。

**Q収入が公的年金のみです。申告は必要ですか？**

**A** 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は、市民税・県民税申告が必要です。

## 令和3年分所得税確定申告 税理士による無料電話税務 相談をご利用ください

各税理士事務所において、原則、電話で無料の申告相談を行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえ、ご利用ください。  
※事前連絡の際に相談日時を確認してください。

- **対象**  
年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする方、年金受給者で確定申告が必要な方
- **相談時間** 午前9時30分～午後4時  
★関東信越税理士会本庄支部 ☎ 35- 1 1 2 8

日程	税理士名	電話番号	事務所所在地
2月1日(火)	菅野 幸夫	24-36002	若泉
	小池 裕太	22-30704	本庄
	柴崎 厚	22-06006	栄
2月2日(水)	青木 貴子	22-3491	南
	池田 敦司	71-7901	西富田
	松本 正則	34-0307	上里町七本木
2月3日(木)	入 敏明	71-7792	千代田
	木村 睦子	23-1120	けや木
	塚本 富雄	76-0684	美里町下児玉
2月4日(金)	多賀谷 実	21-7871	見福
	野沢 一雄	34-2696	上里町七本木
	松本 悦子	24-1965	若泉
2月5日(土)	岩堀 薫	21-1678	朝日町
	小川 輝	21-0888	牧西
	根岸 精一	21-2235	五十子
2月7日(月)	黒澤 祥一	33-1414	上里町七本木
	須永 秀和	22-4867	前原
	角谷 高之	22-5370	駅南
2月8日(火)	田中 圭二	22-3733	栗崎
	田村 修	24-5533	本庄
	目時 悟	33-8859	上里町金久保
2月9日(水)	小暮 眞一郎	33-2141	上里町勅使河原
	田村加代子	33-8859	上里町金久保
	田村 幸一	71-7808	下野堂
2月10日(木)	塚本 雅俊	71-4910	上里町七本木
	藤井 桂一	21-3625	見福
	三沢 俊之	21-2800	朝日町
2月12日(土)	松本 和弘	33-0315	上里町三町
	松本 純一	33-0315	上里町三町
	三澤 力男	25-7988	朝日町
2月14日(月)	浅見 秀子	24-0679	西富田
	山下 政信	72-1317	児玉町吉田林
	吉澤 政志	71-9945	上里町勅使河原
2月15日(火)	真々田 豊	71-4529	東台
	宮田 昌代	33-2764	上里町七本木